

てだこ浦西駅周辺土地区画整理事業に関する決議

【14－2街区について】

令和4年2月2日に開催した建設委員会において、「フィットネス業態で参入したいという業者もプレゼンテーションの機会を与えて欲しい」と要望しましたが、浦添市てだこ浦西駅周辺土地区画整理組合（以下「組合」という）の考えは、事務所ビルを希望する業者を優先的に用地交渉させ、成立しなかった場合に、フィットネス業態の参入希望者にプレゼンテーションをさせるとのことでした。

本街区は、組合作成の換地規程に基づき、スポーツ施設立地を目的として申出換地の手法により換地されています、目的外の施設立地を推進することは、自らのまちづくりを否定するものと考えざるを得ません。

また、貴組合が、仮決定を通知したフィットネス事業のエネルギー需要に対応した、分散型エネルギーの機械設備や配管が整備されており、「浦添分散型エネルギー株式会社の経営」、「安定的なエネルギー供給」に大きな影響を与えることとなります。

てだこ浦西駅周辺地区の開発については、都市モノレール事業、分散型エネルギー事業、土地区画整理事業が、国、県及び市の補助事業として導入されており、どれか一つが欠けるという事は、本議会としても承服できません。

つきましては、プール付き複合ビルの建設意向を持つ企業もございますので、保留地売却先の選定につきましては、沖縄（アジア）を代表するまちづくりの主要施設である分散型エネルギー事業の経営安定化に資する企業を選定されますよう意見します。

【21街区について】

令和4年2月2日に開催した建設委員会において、21街区の保留地1万平方メートルの処分方法の決定にあたっては、「再公募をしてはどうか」と要望しましたが、令和4年2月15日、組合は、企画提案書の提出依頼を特定の3社に通知し、令和4年2月28日の提出期限において、応募なしであったとの報告を受けています。

建設委員会における要望が採用されなかったことは、大変残念ではありますが、公平性、透明性、客観性を重視し、再公募に取り組んでいただきますよう意見します。

また、前回の公募において組織化された審査員は、専門知識を有した方々で構成されていると伺っていますので、前回同様の評価を行い、開発の実現性を高め、魅力あるまちづくりに取り組んでいただきたい。

【分散型エネルギー事業について】

てだこ浦西駅周辺地区のまちづくりについては、都市モノレール事業及び関連施設、分散型エネルギー事業、土地区画整理事業が三位一体となった、スマートシテ

ィ型の開発を行うことで、沖縄（アジア）を代表するまちづくりが達成されますので、貴組合と浦添分散型エネルギー株式会社は、緊密な連携を図って、まちづくりに取り組んでいただきたい。

また、平成27年9月29日採択の陳情（てだこ浦西駅周辺整備について（陳情））及び仮決定通知書のとおり、貴組合は、分散型エネルギー事業を推進してきたにもかかわらず、令和4年2月2日建設委員会における、14街区、21街区の事業者選定に係る貴組合への要望や、浦添分散型エネルギー株式会社の存在を考慮せず、事業者選定をしているように見受けられます。

これら貴組合が行ってきた企業立地に至る経緯が原因となり、仮に浦添分散型エネルギー株式会社が破綻することになれば、浦添市が出資した2億円が無駄になり、市民が不利益を受けることになります。

貴組合においては、本地区のまちづくりにおいて、総合的な検討のうえ、賢明な判断をしていただくよう、意見します。

上記のとおり決議する。

令和4年3月8日

沖縄県浦添市議会

宛先

浦添市てだこ浦西駅周辺土地区画整理組合理事長